

湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 1 月 9 日
告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、エネルギー価格高騰の影響を受けている町内の中小企業等に対し省エネ効果の高い設備等の導入を促し、エネルギーコストの削減を図ることを目的として、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。）であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 町内に事業所を有する個人
 - イ 町内に事業所を有する会社
- (2) 医療法人（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ア 常時使用する従業員の数が 300 人以下であること。
 - イ 町内に事業所を有すること。
- (3) 中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 7 号に規定する協業組合をいう。）、協同組合等（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 7 号に規定する協同組合等をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 4 に規定する農事組合法人をいう。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する一般社団法人又は一般財団法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ア 常時使用する従業員の数が 300 人以下であること。
 - イ 町内に事業所を有すること。
- (4) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人をいう。）又は学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ア 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条に規定する事業を行っていること。
 - イ 常時使用する従業員の数が 300 人以下であること。
 - ウ 町内に事業所を有すること。

2 この告示において「事業所」とは、中小企業者等が事業のための専有施設として所有若しくは賃借する事務所や店舗等で、常設的に事業を行っているものをいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、第 8 条に定める交付申請時点において、町内で事業を行っており、かつ、第 4 条に定める補助対象設備を導入する町内の事業所で、引き続き事業を 5 年以上継続する意思を有する中小企業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者（補助対象設備）

第4条 補助金の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表に掲げる設備（以下「省エネ設備」という。）で、補助対象事業者が、自らの事業活動に使用するために、町内の事業所に導入する省エネ設備であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象設備としない。

- (1) 第9条第1項に規定する交付決定の日より前に当該省エネ設備の導入に係る契約等を締結しているもの
- (2) 第10条第1項に規定する変更承認申請をした場合であって、同条第2項に規定する変更承認の日より前に、変更承認申請書に係る当該省エネ設備の導入の変更契約等を締結しているもの
- (3) 同一の導入省エネ設備において、国や他の地方公共団体等が行う補助金等が交付又は交付される見込みのあるもの
- (4) 補助対象事業者自らが使用する事業所以外の住宅や社員寮、賃貸用物件等（マンション、アパート、テナント等）の省エネ設備
- (5) 中古品、リース、レンタルの省エネ設備（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額、自社内部の取引による経費、各種保証・保険料、リサイクル料、振込手数料等については、対象外とする。

- (1) 省エネ設備の導入等に必要な費用（購入費、据付工事費等）
- (2) 省エネ設備への更新に伴う既存設備の撤去に必要な費用（撤去工事費、処分費等）
ただし、既存設備を下取り（省エネ設備と引換えに、対価の一部として既存設備を譲渡することをいう。）する場合は、当該対価の一部の額を控除した額とする。
- (3) その他町長が必要と認める経費（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度として、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、補助対象事業者1者につき、1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長が別に定める日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第9条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 町長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた者が当該交付決定に係る申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額のうち20パーセント以内の減額の変更をする場合で、かつ、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の目的を実質的に変更するものでない場合
- (2) 省エネ設備の導入に影響のない程度の細部を変更する場合

- 2 町長は、前項の規定に基づく変更承認申請書が提出された場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金交付決定額は、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を超えないものとする。
- 3 町長は、前項の変更承認に際して必要な条件を付すことができる。
- 4 町長は、第2項の審査の結果、申請内容の変更が適当でないと認めるときは、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第11条 第9条第1項、又は第10条第2項の規定により補助金の交付決定又は変更承認を受けた申請者（以下「交付決定事業者」という。）が補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付申請取下書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定事業者は、省エネ設備の導入が完了したときは、その日から30日を経過する日又は令和9年1月29日のいずれか早い日までに、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、交付決定事業者から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、第9条第1項、又は第10条第2項の規定に基づく補助金交付決定額の範囲内で補助金の額を確定し、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金の額の確定通知書（様式第9号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定事業者は、速やかに湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求書が提出されたときには、速やかに交付決定事業者に補助金を交付するものとする。

（省エネ設備の管理及び処分）

第15条 交付決定事業者は、省エネ設備を導入した年度終了後、5年間は補助金の交付の目的

に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ町長の承認を受けた場合はこの限りでない。

- 2 交付決定事業者は、省エネ設備の導入が完了した後も省エネ設備を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 3 交付決定事業者は、省エネ設備の導入及び補助金に係る帳簿その他の関係書類を整備し、これらの書類について省エネ設備を導入した年度終了後、5年間は保存しなければならない。
(補助金の交付決定の取消等)

第16条 町長は、交付決定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。なお、補助金の交付決定を取り消したときは、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定事業者に通知するものとする。

- (1) この告示又は補助金の交付決定の内容若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
 - (3) その他町長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の全部若しくは一部を取り消したときは、当該取消に係る部分に関して、既に補助金が交付されているときには、当該交付決定事業者に対し、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金返還命令書（様式第12号）により補助金の全部又は一部について、期間を定めて返還させるものとする。

(報告及び調査)

第17条 町長は、補助事業の成果等、必要と認める事項について、交付決定事業者に対し報告を求めることができる。また、交付決定事業者は、町長が当該補助事業に関する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和8年1月9日告示第6号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年1月9日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この告示の失効前に第9条の規定により本補助金の交付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象設備

要件	製品の種類
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準達成率100%以上の製品	エアコン LED照明器具（電球のみ交換は除く） 冷凍冷蔵庫 温水機器（ガス・石油） エコキュート
経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品（令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型 補助対象設備一覧の製品）又は「省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」において、補助対象設備として登録、公表されている製品（令和7年度補正予算省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）指定設備 補助対象設備一覧の製品）	〈ユーティリティ設備〉 高効率空調（業務・産業用エアコン等） 業務用給湯器 高効率コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付きLED照明器具 産業ヒートポンプ 高性能ボイラ 変圧器 産業用モータ